

# 県立学校間ネットワークシステム実施要綱

## (目的)

第1条 この実施要綱は、埼玉県情報セキュリティポリシー（平成19年6月1日施行、令和3年4月1日改正）の規定に基づき、県立学校間ネットワークシステム（以下「学校間ネット」という。）の運用管理及び利用に関する事項を定めることにより、教育機関等の連携及び教育の情報化の推進を図ることを目的とする。この実施要綱に記載のない事項については、埼玉県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を適用する。

## (基本原則)

第2条 学校間ネットを利用する者は、関係法令のもと他の権利及び利益を侵害しないよう留意し、教育目的に沿った利用をしなければならない。

## (システム管理者)

第3条 学校間ネットの情報システム管理者（以下「システム管理者」という。）は、県立学校部ICT教育推進課長とする。

2 システム管理者は、学校間ネットの運用に関し、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 学校間ネット稼働状態の把握に関すること。
- 二 学校間ネット構成機器の管理に関すること。
- 三 学校間ネットの障害復旧に関すること。
- 四 学校間ネットのセキュリティ確保に関すること。
- 五 学校間ネットの利用方法を定めること。

3 システム管理者は、必要に応じて次の措置を執ることができる。

- 一 学校間ネットに接続している教育機関の長（以下「所属長」という。）に対して、接続機器の運用等についての報告を求めること。
- 二 学校間ネットに接続している教育機関のネットワークシステムを調査すること。
- 三 所属長に対して、接続機器の停止、変更、廃止を指示すること。
- 四 所属長に対して、情報の削除を指示すること、又は自ら情報を削除すること。

## (運用責任者)

第4条 所属長は、学校間ネットを適切に運用するため、運用責任者として、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 本実施要綱等を利用者に周知するとともに、利用者に必要な情報倫理教育を行うこと。
- 二 各所属内の端末から発信される情報についての責任を負うこと。
- 三 システム管理者と協力して安定した学校間ネットの運用に努めること。

(利用者の範囲)

第5条 学校間ネットを利用することができる者（以下「利用者」という。）

は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学校間ネットが接続されている県立学校に在籍する児童生徒
- 二 学校間ネットが接続されている県立学校に勤務する教職員
- 三 埼玉県立総合教育センターに勤務する職員
- 四 その他システム管理者が認めた者

(利用者の登録)

第6条 システム管理者は、前条第一号及び第二号に該当する利用者に対して必要なユーザIDを付与することができる。

- 2 教職員のユーザIDは、原則として当該教職員の職員番号を利用したものとする。
- 3 システム管理者は、前条第三号及び第四号に該当する利用者に対して必要なユーザIDを付与することができる。

(利用の制限)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- 一 学校間ネットの目的に反する行為
  - 二 ユーザIDの第三者への譲渡及び貸与
  - 三 パスワードの第三者への開示
  - 四 他人を詐称する行為
  - 五 公序良俗に反する行為
  - 六 犯罪的行為に結びつく行為
  - 七 各関係法令（著作権等）を侵害する行為
  - 八 財産又はプライバシーを侵害する行為
  - 九 他に不利益を与える行為
  - 十 他を誹謗中傷する行為
  - 十一 私的に利用する行為
  - 十二 ネットワークの不正な利用、又はそれを助ける行為
  - 十三 その他、ネットワークの運用等に支障を及ぼすような行為
- 2 システム管理者は、利用者が学校間ネットの利用に関して前項各号に掲げる事項を行った場合、又は行うおそれがあると認められる場合は、当該所属長に事前に通知することなく、利用を停止することができる。

(利用者の削除)

第8条 システム管理者は、利用者が次の各号に該当するときは、速やかにユーザIDを削除しなければならない。

- 一 卒業、転校等により学校の在籍を失った児童生徒

- 二 人事異動による離職・転出により当該所属所に勤務しなくなった教職員
- 三 前条第2項による利用停止を受けた者

(ドメイン名)

第9条 学校間ネットのドメイン名は、s p e c . e d . j p とする。

- 2 システム管理者は、学校間ネットに接続された所属所を区分するため、前項のドメイン名のほかサブドメイン名を定めるものとする。

(形態)

第10条 学校間ネットは、次に掲げる形態を併せ持つシステムとする。

- 一 学校間ネット基盤システム
- 二 学校間ネットに接続された基盤システムと所属所間のネットワーク
- 三 学校間ネットに接続された所属所の内部に限定されたネットワーク
- 2 所属所内部に限定されたネットワークは成績処理等を行う校務系ネットワークと生徒も使用する生徒系ネットワーク(無線含む)に分離した運用とする。

(提供機能の内容)

第11条 学校間ネットは、主に次に掲げる機能を提供するものとする。

- 一 ホームページ公開機能
- 二 電子メール機能
- 三 メーリングリスト機能
- 四 ネットワーク認証システム機能
- 五 テレビ会議システム機能
- 六 ファイル共有機能
- 七 ファイル授受システム機能
- 八 ファイル無害化システム機能

(提供機能等の変更等)

第12条 システム管理者は、学校間ネットの運用上必要と認める場合には、学校間ネットが提供する機能等を変更又は中断・中止することができる。

- 2 前項の規定により変更又は中断・中止するときは、学校間ネットの利用者に対して事前にその旨を通知するものとする。ただし、臨時又は緊急にやむを得ない場合は、この限りでない。

(システムの運用時間)

第13条 学校間ネットは、原則として24時間運用するものとする。ただし、システム管理者は、保守点検などの必要性から、運用時間の変更あるいはシステムを停止することができる。

- 2 システム管理者は、運用時間の変更又はシステムを停止する場合には、事

前にその旨を通知するものとする。ただし、臨時又は緊急等やむを得ない場合は、この限りでない。

(学校調達機器の接続)

第14条 県で調達した機器以外の機器を、校務系ネットワークに接続する場合は別記第1-1号様式によりシステム管理者へ申請し接続許可を得なければならない。

2 学校間ネットに接続する端末には次に掲げる対策を取らなければならない。

一 ウイルス対策ソフトをインストールする事。ただし、ChromeOS 及び iPadOS については適宜 OS の更新を行うこと。

二 校務系ネットワークに接続する場合は資産管理ソフトをインストールすること。

(障害の対応)

第15条 システム管理者は、学校間ネットの障害に対して、その原因を特定し、必要な連絡及び指示を所属長に行うものとする。

(損害に対する責任)

第16条 システム管理者は、利用者が学校間ネットの利用に際して、運用上必要な機能等の変更又は中断、中止及び停電、事故その他の障害により生じた損害に対して、その責を負わないものとする。

(運用管理の細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、学校間ネットの運用管理及び利用に関する規程は、システム管理者が別に定めるものとする。

2 システム管理者は、必要に応じて規程を改廃するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。